

# 特定接種の対象業種等

有識者会議（第6回）  
参考資料

※第7回社会機能に関する分科会資料から作成

類型		特措法上の役割	業種・職種	概数	業種類型群	総枠調整率
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	生命維持	新型インフルエンザ等医療に従事する者（医療機関・薬局）	280万	グループ①	100%
	重大・緊急医療系		生命健康に重大・緊急の影響がある医療に従事する者（医療機関）			
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	生命維持	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	350万	②	総枠から調整率を設定
	指定公共機関型	対策本部と一体的に活動	電気通信、電気、ガス、鉄道、航空、貨物自動車運送、内・外航海運、日本放送協会、空港管理、バス、医薬品製造・卸、医療機器製造・卸、日本銀行、郵便	400万		
	指定公共機関同類型 （業界団体指定により実質的に指定されている者）		電気通信、電機、ガス、鉄道、航空、貨物自動車運送、内・外航海運、バス、医薬品製造・卸、医療機器製造・卸、銀行、郵便			
	社会インフラ系	国民生活維持	石油元売、熱供給、金融証券決済事業者	10万		
	その他の登録事業者（P）		保険、食料品等製造・販売・流通、倉庫、感染性廃棄物処理	730万		

公務員 計350万人

計2120万人（P）（公務員含む）